

映画の著作権等侵害損害賠償請求事件：東京地裁平成 21(ワ)31190・平成 23 年 10 月 31 日（民 29 部）判決＜認容＞

【キーワード】

ビデオ・DVD の映画の著作物，著作物の複製・頒布，著作権侵害，著作者人格権侵害，ネット販売，著作権侵害の故意・過失，損害額（著作権法 114 条 1 項・3 項）

【主 文】

- 1 被告は，原告 X に対し，44 万 9 9 0 0 円及びこれに対する平成 2 1 年 1 2 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は，原告 Y に対し，3 万 4 0 1 3 円及びこれに対する平成 2 1 年 1 2 月 4 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 3 原告らのその余の請求を，いずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は，原告 X と被告間に生じた費用については，これを 2 分し，その 1 を同原告の，その余を被告の各負担とし，原告 Y と被告間に生じた費用については，これを 5 0 分し，その 4 9 を同原告の，その余を被告の各負担とする。
- 5 この判決は，1，2 項に限り，仮に執行することができる。

【事実の概要】

1 本件は，ロックバンドのライブ等を収録したビデオ及び DVD の映画の著作物 3 点について，内 2 点の著作権を有する原告 X（以下「X」という。）と，内 1 点の著作権及び著作者人格権を有すると主張する原告 Y（以下「Y」という。）が，被告に対し，被告が各原告の許諾を得ずに上記著作物を複製・頒布し，もって各原告の著作権（複製権，頒布権，著作権法 2 1 条，2 6 条）を侵害したと主張するとともに，Y については，予備的に著作者人格権（公表権，同法 1 8 条）を侵害したと主張して，損害賠償請求（民法 7 0 9 条，7 1 0 条，著作権法 1 1 4 条 1 項又は 3 項）として，X について 9 4 万 9 9 0 0 円，Y について 1 9 7 万 0 9 0 0 円及び各金員に対する訴状送達日の翌日である平成 2 1 年 1 2 月 4 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提となる事実（争いのない事実以外は，証拠を項目の末尾に記載する。ただし，書証は，枝番を含む。）

(1) 当事者等

ア X は，ロックバンド「COOLS」のリーダーであるとともに，改造オートバイ等の販売，「COOLS」のライブ映像やオートバイ走行映像を収

録したDVD等を販売する者である。

イ Yは、ロックバンド「THE MACKSHOW」のリーダーである。

ウ 被告は、勤務の傍ら、ロックバンド「THE MACKSHOW」のライブ公演の前座として出演する等の音楽活動も行う者である。

(2) 原告らが著作権を主張する著作物は、次のとおりであり、いずれも映画の著作物（著作権法10条1項7号）である（甲1，8～10）。

ア 「COOLS」クリスマスライブビデオ（以下「著作物1」という。甲8）

(ア) 著作物1は、平成6年12月25日にライブハウスのGIBSONHOUSEにおいて開催された「COOLS」のクリスマスライブ映像を収録した商品名「THE COOLS X'mas Rock'nRoll PARTY」，副題「キリストのBirth Day にGIBSONHOUSEで……」のビデオである。

(イ) 著作物1は、「COOLS」のリーダーであるXの発意により製作され、同原告は、収録された上記ライブにドラム奏者として参加するとともに、収録の際には、ライブの臨場感を表現するためにカメラワークや照明等の演出に工夫を凝らし、映像の編集についても指揮を執るなどしており、著作物性が認められ、著作物1の著作権が同原告に帰属することについては、被告においても積極的に争うものではない。

イ 「THE BIG BAD BIKER」No1～3のDVD（以下「著作物2」という。甲1，9）

(ア) 著作物2は、Xのオートバイ走行映像とライブ映像等を収録した商品名「THE BIG BAD BIKER」No1～3のDVDである。

(イ) 著作物2は、Xの発意により製作され、同原告は、収録されたオートバイ走行映像に出演するとともに、収録の際には、バイクの疾走感やライブの臨場感を見る者に伝達するため、出演者らの動きを指揮し、カメラワークや照明等の演出に工夫を凝らし、映像の編集についても指揮を執るなどしており、著作物性が認められ、著作物2の著作権が同原告に帰属することについては、当事者間において争いが無い。

ウ 「THE MACKSHOW」ライブのDVD（以下「著作物3」という。甲10）

(ア) 著作物3は、「THE MACKSHOW」の活動初期のライブ映像を収録したDVDである。

(イ) 著作物3は、「THE MACKSHOW」のリーダーであるYの発意により製作された（著作権3の著作物性、著作権の帰属については、当事者間において争いがある。）。

(3) 被告の行為等（甲2，6，弁論の全趣旨）

ア 著作物1の販売

被告は，平成20年6月4日ころから同年7月30日ころまでの間，インターネットを通じて，不特定人に対し，著作物1の複製物を7本販売した（被告が著作物1の複製物を7本販売したことは争いのない事実である。

ただし，上記7本が著作物1の正規の複製品であるのか，無断複製品であるのかについて，当事者間に争いがある。）。

イ 著作物2の複製，販売

(ア) 被告は，Xの許諾を得ることなく著作物2を複製し，平成19年3月8日ころから平成20年6月18日ころまでの間，インターネットを通じて，不特定人に対し，上記複製物であるDVD137枚を販売した（被告が，Xの許諾を得ることなく著作物2を複製，頒布したことは争いのない事実である。）。

(イ) 被告は，著作物2を自ら複製，頒布しており，Xの著作権を侵害することを認識していた（争いのない事実である。）。

ウ 著作物3

被告は，著作物3（ただし，著作物性について争いがある。）を複製し，平成19年1月5日ころから平成20年6月15日ころまでの間，インターネットを通じて，不特定人に対し，上記複製物であるDVD63枚をポマードの景品として頒布した（被告が著作物3とされるDVDの複製物をポマードの景品として頒布したことは争いのない事実である。）。

Yは，被告による頒布行為の前に，ライブハウスの関係者にのみ記念として配布する趣旨で，同関係者らに，著作物3を複製頒布した（弁論の全趣旨）。

(4) 本件訴訟に至る経緯（甲2，5，6，11，14，15）

ア 被告は，(3)のとおり，不特定人に対し，平成19年3月8日ころから平成20年6月18日ころまでの間，著作物2の複製品であるDVDを販売し，平成19年1月5日ころから平成20年6月15日ころまでの間，著作物3の複製品であるDVDを頒布し，同年6月4日ころから同年7月30日ころまでの間，著作物1（正規品か複製品かについては，争いがある。）を販売していた。

イ 原告らは，被告の上記複製・頒布の事実を知り，平成20年6月ころ，被告に対し，誓約書の提出や取引履歴の開示等を求めた。

ウ 被告は，Yの関係者に対し，平成20年7月26日付け「お詫び状」（甲11）を提出し，著作物3の頒布について謝罪した。

エ 原告らの各所属事務所担当者は，原告訴訟代理人を通じて，被告に対し，平成20年9月29日付け「警告書」（甲5）を送付した。

オ 被告は、原告らの各所属事務所担当者に対し、平成20年10月6日付け各「お詫び状」(甲6)を提出し、「COOLS」のビデオ及び著作物3の各複製・頒布について謝罪した。

カ 原告らは、当裁判所に対し、平成21年9月2日、本件訴訟を提起した。

3 争点

(1) Xについて

(1) - 1 著作物1の著作権(複製権・頒布権)侵害の成否

(1) - 2 著作物1の著作権(複製権・頒布権)侵害についての故意過失

(1) - 3 著作物1・2の著作権(複製権・頒布権)侵害等による損害

(2) Yについて

(2) - 1 著作物3の著作物性、著作権(複製権・頒布権)・著作者人格権(公表権)の帰属

(2) - 2 著作物3の著作権(複製権・頒布権)侵害の成否

(2) - 3 著作物3の著作者人格権(公表権)侵害の成否

(2) - 4 著作物3の著作権(複製権・頒布権)・著作者人格権(公表権)侵害についての故意過失

(2) - 5 著作物3の著作権(複製権・頒布権)・著作者人格権(公表権)侵害等による損害

【判断】

1 争点(1) Xについて (1) - 1 著作物1の著作権(複製権・頒布権)侵害の成否について

(1) 前提となる事実に加え、証拠(甲2, 6, 8, 14)及び弁論の全趣旨によると、被告は、平成20年6月4日ころから同年7月30日ころまでの間、インターネットを通じて、不特定人に対し、著作物1を7本販売したこと、被告は、被告作成の同年10月6日付け「お詫び状」(甲6)において、著作物1である「COOLS」のクリスマスライブビデオについて、「当方がビデオの複製(無許可)...販売し...」と記載し、著作権者であるXの許諾を得ることなく複製して販売したことを認めていたことがそれぞれ認められる。

したがって、被告は、著作物1について、著作権者であるXの許諾を得ることなく複製・頒布したものであり、同原告の著作権(複製権・頒布権)を侵害したと認めるのが相当である。

(2) 被告は、自ら販売した著作物1のビデオは正規品であり、10本セットで購入したと主張するが、裏付けとなる客観的な証拠は提出されていないから、被告の上記主張を採用することはできない。被告は、上記書面(甲6)で無断複製等を認めたのは、著作物2であるとするが、同書面(甲6)には、「ビデ

オの複製（無許可）…販売」，「クールス・クリスマスビデオ…販売数7本
売上げ31,460円」等と記載されていることからすると，被告の上記主張
をにわかに信用することもできない。

2 争点(1) Xについて (1) - 2 著作物1の著作権（複製権・頒布権）侵
害についての故意過失について

(1) 前提となる事実及び第3, 1(1)の認定事実に加え，証拠（甲6, 8, 1
4）及び弁論の全趣旨によると，被告は，著作物1について，著作権者である
Xの許諾を得ることなく複製・頒布したことが認められるから，被告には，同
原告の著作権を侵害することについて，少なくとも過失があったと認めるのが
相当である。

(2) 被告は，故意過失を争い，陳述書において，平成19年1月，Xの経営
する店舗の姉妹店（札幌）で行われた開店パーティの際，店長の依頼を受けて
CD/DVDを複製し販売したことがあり，同所にはXも参加していた旨を記
載するが（乙1），かかる事実をもって，被告において，著作権者の許諾を得
るべく注意を尽くしたということとはできないから，被告の上記主張を採用する
ことはできない。

3 争点(1) Xについて (1) - 3 著作物1・2の著作権（複製権・頒布
権）侵害等による損害について

(1) 前提となる事実に加え，証拠（甲1, 8, 9, 14）及び弁論の全趣旨
によると，Xは，東京都江東区所在の実店舗及びインターネット・ショップにお
いて「CHOPPER」という店を営し，改造オートバイやその部品などを
販売するほか，「COOLS」関連商品であるポスター，Tシャツ，帽子，C
OOLSのコンサートライブ映像を収録したビデオ・CD・DVD等や，自ら
オートバイに乗っている映像を収録したDVD「チョッパー オリジナルDV
D」等を販売していること，「COOLS」関連商品である著作物1の定価は
1本当たり4000円であり，著作物2の定価は1枚当たり3500円である
ことがそれぞれ認められる。そして，上記販売形態においては，変動費が多額
のものとはならないことが窺われることや，同原告は，著作物1・2の製造原
価が単位数量当たり400円を超えない旨を主張していること等に照らすと，
被告による著作物1・2の著作権（複製権・頒布権）侵害により原告が被った
損害（著作権法114条1項）は，著作物1について2万5200円（＝36
00円×7本），著作物2について4万24700円（＝3100円×137
枚）と認めるのが相当である。

(2) Xは，被告による著作物1・2の著作権（複製権・頒布権）侵害に基づ
く精神的損害を主張するが，これを認めるに足る証拠はない。

(3) Xは，被告の不誠実な対応等により精神的苦痛を被った旨を主張し，こ

れと同旨の陳述書（甲14）を提出するが、前提となる事実(4)のとおり、被告は、原告らによる警告等に対して「お詫び状」（甲6, 11）を提出するなどして対応してきたものであり、平成20年7月26日付け「お詫び状」（甲11）の提出と概ね同時期である同月30日より後には、複製品の頒布を行っていた事実が認められないこと等からすると、同原告において、被告の対応が不適切・不十分と感じる点があったとしても、被告の対応等を違法と認めるには足りず、同原告の主張する精神的損害についても、これを認めるに足りる証拠はない。

4 争点(2) Yについて (2) - 1 著作物3の著作物性、著作権（複製権・頒布権）・著作者人格権（公表権）の帰属について

(1) 著作物3の著作物性（創作性）について

ア 前提となる事実に加え、証拠（甲10, 15）及び弁論の全趣旨によると、著作物3は、「THE MACKSHOW」の活動初期のライブの映像を収録したDVDであり、Yの発意・方針に基づき、関係者への配布を目的として製作されたこと、映像は、ライブハウスに設置された固定カメラにより撮影されているが、同カメラは、ステージ全体を捉えることのできる位置及び角度に設置されており、ステージ全体を正面から撮影したり、ステージ上の人物の移動に合わせて左右に角度を変えて撮影したり、望遠によりステージ上の人物を中心に撮影することができるものであること、著作物3は、上記バンドがライブにおいて楽曲を演奏する様子を撮影したライブ全体の映像で構成され、ライブの進行に応じて、ステージ全体を正面から撮影したり、特定のメンバーを中心に撮影したり、メンバーのステージ上の移動に伴いカメラの角度を変えて撮影するなどした映像から成っていること、著作物3の映像には、ライブの臨場感を損なわないため、特段の編集作業を施していないことがそれぞれ認められる。

したがって、著作物3の映像は、上記バンドのライブにおける演奏の様子が記録され、カメラワークや編集方針により、ライブ全体の流れやその臨場感が忠実に表現されたものとなっており、著作者であるYの個性が現れているといえるから、著作物性（創作性）を認めるのが相当である。

イ 被告は、著作物3のカメラワーク等から、その著作物性（創作性）を争うが、上記のとおり、著作物3は、ライブの進行に応じた撮影を行っていることからすると、著作者の個性が表現されているといえることができる。

したがって、被告の上記主張を採用することはできない。

(2) 著作物3の著作権（複製権、頒布権）・著作者人格権（公表権）の帰属

上記のとおり、著作物3は、「THE MACKSHOW」のリーダーであるYの発意及び編集方針に基づき製作されたものであり、同原告が主体的に製作を指揮し、その創作的な表現を具現化したものであるから、著作物3の著作

者は同原告であり（著作権法16条）、その著作権（複製権、頒布権）・著作
者人格権（公表権）は、同原告に帰属すると認めるのが相当である（同法18
条、21条、26条）。

5 争点(2) - 2 著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害の成否について
前提となる事実に加え、証拠（甲2、6、10、11、15）及び弁論の全
趣旨によると、被告は、Yの許諾を得ることなく、著作物性（創作性）の認め
られる著作物3を複製し、平成19年1月5日ころから平成20年6月15日
ころまでの間、インターネットを通じて、不特定人に対し、上記複製物である
DVD63枚をポマードの景品として頒布したことがそれぞれ認められる。

したがって、被告は、著作物3について、著作権者であるYの許諾を得るこ
となく複製・頒布したものであり、同原告の著作権（複製権・頒布権）を侵害
したと認めるのが相当である。

6 争点(2) - 3 著作物3の著作者人格権（公表権）侵害の成否について

Yは、著作物3は、ロックバンドのライブ映像を収録したDVDの映画の著
作物であるところ、ライブハウスの関係者のみに配布する趣旨で提供され、フ
ァン等の一般向けに相当部数が提供されたものではないから、未公表の著作物
に該当し、被告が、著作者人格権者である同原告の許諾を得ることなく、著作
物3を複製し不特定人に頒布することにより、公衆に提供したことは、同原告
の公表権（著作権法18条）を侵害すると主張する。

そこで、検討するに、著作権法18条は、「著作者は、その著作物でまだ公
表されていないもの（その同意を得ないで公表された著作物を含む。・・・）
を公衆に提供し、又は提示する権利を有する」と定めている。他方、著作物は、
発行された場合において「公表」されたものとされ（同法4条1項）、著作物
の「発行」については、著作物の性質に応じ公衆の要求を満たすことができる
相当程度の部数の複製物が、複製権（同法21条）を有する者によって作成さ
れ頒布された場合において、「発行」されたものとされる（同法3条1項）。

著作物3については、著作者であるYが複製頒布したものであるから、複製
権者が著作者の同意を得て複製頒布したものであり、その複製頒布がその性質
に応じ公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数に達している限り、公
表されたものといえることになる。

前提となる事実(3)ウのとおり、著作物3は、同原告が、被告による頒布行
為の前に、ライブハウスの関係者にのみ記念として配布する趣旨で、同関係者
らに複製頒布したものであり、その数量は少数であることが窺われるが、本件
の著作物3のようなDVDに収録された「映画の著作物」については、作成頒
布された複製物の数量が少数であったとしても、著作物の性質上、かかる場合
においても、公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が複製

頒布されたものと認められるから、同原告は、被告による頒布行為以前に、当該著作物を公表したと解するのが相当である。

したがって、著作物3について、被告が、同原告の許諾を得ることなく、著作物3を複製し不特定人に頒布したとしても、同原告の著作者人格権（公表権、同法18条）の侵害は成立しない。

7 争点(2) - 4 著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害についての故意過失について

(1) 著作物3の著作権（複製権・頒布権）については、前提となる事実に加え、証拠（甲6, 10, 11, 15）及び弁論の全趣旨によると、被告は、著作物3について、著作権者であるYの許諾を得ることなく複製・頒布したことが認められるから、被告には、同原告の著作権を侵害することについて、少なくとも過失があったと認めるのが相当である。

(2) 被告は、故意過失を争うが、特段、具体的な主張や証拠を提出していないから、被告の上記主張を採用することはできない。

8 争点(2) - 5 著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害等による損害について

(1) 前提となる事実に加え、証拠（甲15）及び弁論の全趣旨によると、Yは、著作物3については、ライブハウス関係者にのみ記念として配布する目的で複製頒布したものであり、販売していないことが認められるから、著作物3の著作権侵害による損害額の算定においては、著作権法114条1項による推定的前提を欠くというべきであり、同条項を適用することはできない。

(2) 前提となる事実、証拠（甲12, 15）及び弁論の全趣旨によると、Yは、「THE MACKSHOW」関連商品であるDVD等については、大手製作会社の関与しない方法により製作しており、従前販売してきたDVDの価格は、3800円～5000円（平均価格4153円）であること、著作物の利用に関しては、使用料率は概ね13～15%であることが窺われることがそれぞれ認められるから、被告による著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害により原告が被った損害（著作権法114条3項）は、3万4013円（＝4153円×13%×63枚）と認めるのが相当である。

同原告は、使用料率は60%を基準に算定すべきであると主張し、流通業者との間の取引に関する資料（甲13）を提出して、流通業者に販売委託する場合は、税抜き小売価格の60%相当額及び手数料を控除した金額の入金を受けることを主張するが、かかる入金額は、同原告の流通業者に対する販売の売上と解されることからすると、上記率を基準として、著作権の使用料を算定することはできないというべきである。したがって、同原告の上記主張を採用することはできない。

(3) Yは、被告による著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害による損害として、北海道地区の公演を中止したことによる逸失利益を主張するが、公演の中止は、被告の行為が契機になった可能性はあるものの、同原告の判断によるものであり、同公演についても、被告を参加させない等により対応することが可能であったと考えられることからすると、同原告に上記逸失利益の損害があったとしても、被告の行為との間に相当因果関係を認めることはできず、その他、これを認めるに足りる証拠はない。

(4) Yは、被告による著作物3の著作権（複製権・頒布権）侵害に基づく精神的損害を主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(5) Yは、被告の不誠実な対応等により精神的苦痛を被った旨を主張し、これと同旨の陳述書（甲15）を提出するが、前提となる事実(4)及び第3、3(3)のとおり、被告は、原告らによる警告等に対して「お詫び状」（甲6、11）を提出するなどして対応してきたものであり、平成20年7月26日付け「お詫び状」（甲11）の提出後においては、著作物3の複製品の頒布を行った事実が認められないこと等からすると、同原告において、被告の対応等が不適切・不十分と感じる点があったとしても、違法と認めるには足りず、同原告の主張する精神的損害についても、これを認めるに足りる証拠はない。

結 論

以上により、原告らの請求は、Xについて44万9900円、Yについて3万4013円及び各金員に対する訴状送達の日翌日である平成21年12月4日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求め限度で理由があるから、その限度でこれを認容し、その余の請求は理由がないから、いずれも棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．本件は、著作権法2条3項に規定する「映画の著作物」に属する視聴覚的效果を生じさせる方法で表現されかつ物に固定された著作物であるDVDを無断に複製頒布した著作権侵害行為に対する損害賠償請求事件であり、2人の原告X、Yと1人の被告Zが当事者である。2人の原告はいずれもロックバンドのリーダーで、それぞれのライブショーの映像を収録したDVDを制作し店内等で販売していた。

2．一方、被告は原告X、Yが製作販売していたDVDを複製し、これをインターネットを通じて販売し利益を得ていた。

これに対し裁判所は、原告Xについては、著作物1、2に係る複製権と頒布権への侵害を認め、法114条1項に基づいて損害金を算定したが、精神的損害

はこれを認めるに足る証拠はないと認定した。

原告Yについては、著作物3に係る複製権と頒布権への侵害を認めたと、その損害金については、法114条3項の適用による使用料率によって算定した。精神的損害については認めなかった。

原告Yはまた、著作物3について著作者人格権（公表権・著18条）への侵害を主張した。著作物3は、ライブハウスの関係者のみに配布する目的で提供され、一般向けに提供されたものではないから、未公表の著作物に該当すると主張したからである。これに対し裁判所は、作成頒布された複製物の数量が少数であったとしても、公衆の要求を満たすことができる相当程度の部数の複製物が複製頒布されたと認められるから、被告による頒布以前に当該著作物を公表したと解するのが相当であると認定し、原告Yの著作者人格権の侵害は成立しないと判示した。

3．被告には訴訟代理人が付いていなかったし、原告らに対して事前に謝罪の意を表わしていたから、敗訴は覚悟していたと思われる。無断複製してネット販売する営業行為が横行する昨今の動向に、警報を鳴らした判決である。

〔牛木 理一〕